

外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」に関するお知らせ (オンライン報告について改善します)

【オンライン限定 (2018年7月1日スタート)】 別紙様式第3及び第4の提出期限を延長します

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)に基づく省令を改正し、オンライン報告の場合に限り、支払又は支払の受領に関する報告書(以下「支払等報告書」という。)の提出期限を以下のとおり延長します

別紙様式第3(都度報告): 実行日から20日以内
別紙様式第4(一括報告): 翌月20日まで



月末や決算期末のほか、
年末年始やGW前後でも、
余裕を持って報告可能

【オンライン限定 (2018年7月1日スタート)】 一括報告は全ての取引先銀行の報告を1つのファイルで報告できます

また、予め財務省に通知すれば、
書面報告についても一括報告は可能です

外為法に基づく省令を改正し、別紙様式第4(一括報告: 1か月分の取引を纏めて報告)について、オンライン報告の場合に限り、銀行等の店舗毎ではなく、全ての取引先銀行等の報告を1つのファイルで纏めて報告できるようにします

また、予め財務省に通知すれば、書面報告についても一括報告は可能です(オンライン報告は当該通知が不要(2018年6月8日より不要)となります)



オンライン報告の利用で
一括報告がより便利に
そもそも書面報告も
一括報告が可能なんだ

別紙様式第3の入力方式をExcelテンプレート入力方式に切り替えます (2018年9月頃にスタート予定) *2019年3月取引分までは現行の入力方式でも報告可能

別紙様式第3(都度報告)のオンライン報告の入力方式を、現行の専用画面入力方式から、別紙様式第1、第2及び第4と同様に、Excelテンプレート入力方式に切り替えます

報告者のシステムで作成したXML電文での報告も可能となります



前回の報告ファイルを基に
効率的に作成

支払等報告書以外でもオンライン報告は可能です

(外為法に基づく報告全般に関する照会先)
財務省国際局調査課外国為替室

電話 03-3581-4111 (内線 2861、2868)

(オンライン報告の利用手続に関する照会先)

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計システムグループ 電話 03-3277-1504 E-mail gaitame@boj.or.jp